

●認定アドバイザー申請手順について

- 1) 記述型筆記試験に合格していること
- 2) 自社の取り扱い製品等のデジタル歯科技術に関するプレゼンテーション審査に合格していること

以上の1)～2)の項目を満たした会員が認定アドバイザー申請書類を提出し、書類審査に合格すると資格が認定される。

認定アドバイザー申請時に必要な条件

認定アドバイザーは、以下の(1)に加えて(2)、(3)、(4)のうちいずれか1つを満たさなければならない。

- (1) 本会賛助会員の企業において歯科診療に関連するデジタル機器の開発・販売に携わっている者で、申請時に継続して本会正会員歴3年以上の者。

以上が必須項目

- (2) 本会の学術大会に1回以上参加した者。

※会員管理システム OHASYS より第 11 回学術大会以降の参加履歴が確認できます。

- (3) 本会が主催又は共催するセミナー、講演会に1回以上参加した者。

- (4) 本会の学術大会又は学会誌に1回以上発表を行った者。

(1)+(2)、(3)、(4)のうちいずれか1つを満たす必要がある

※技術認定士制度第4条第3項に規定されている「デジタル歯科技術に功労の著しい会員」を対象にした申請手続きは、上記の申請手順・必要条件が異なりますので、対象者には認定委員会より個別にご案内がございます。